

配水計画

佐賀東部土地改良区配水計画

(取水口等の位置)

第1条 取水口は、筑後大堰による佐賀取水口とする。

(取水量等)

第2条 佐賀取水口の筑後川右岸地区における最大取水量は、次の表のとおりとする。

期 間	4月1日から 5月31日まで	6月1日から 6月20日まで	6月21日から 10月10日まで	10月11日から 3月31日まで
取水量	1.45m ³ /s	12.38m ³ /s	18.60m ³ /s	1.45m ³ /s

2 前項に記載する最大取水量のうち、佐賀東部土地改良区管内における分土工毎の最大取水量は、次の表のとおりとする。

三田川	東脊振	千代田	城原金立	大詫間	諸 富
2.50m ³ /s	0.40m ³ /s	1.60m ³ /s	1.60m ³ /s	3.86m ³ /s	0.79m ³ /s

(配水等に係る関係者及び連絡先)

第3条 配水等に係る関係者及びその連絡先は別添のとおりとする。

(関係機関等)

第4条 筑後川下流用水水管理委員会の構成は、次のとおりである。

- ・九州農政局 北部九州土地改良調査管理事務所長
- ・福岡県 農林水産部 農山漁村振興課企画監
- ・佐賀県 農林水産部 農地整備課技術監
- ・福岡県 筑後川下流域農業開発事業促進協議会事務局長
- ・佐賀県 筑後川土地改良事業推進協議会事務局長
- ・水資源機構 筑後川局 筑後川下流総合管理所長

2 筑後川右岸地区における関係土地改良区は、次のとおりである。

- ・鳥栖市土地改良区
- ・三養基土地改良区
- ・佐賀東部土地改良区
- ・佐賀土地改良区